

契約条項 JXTA010B_210416

第1条(契約適用条件)

1. 本契約条項は、注文書記載の契約対象商品(以下、機械という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の注文書記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。

2. 本契約の適用は、本契約の対象となる注文書記載の機械3台以上が甲における同一の事業所に設置されていることを条件とします。本契約の対象となる機械は注文書記載のとおりとします。

第2条(設置場所)

機械の設置場所は注文書記載のとおりとします。

第3条(契約期間)

1. 本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、本契約期間満了の1ヵ月前までに甲乙いずれか一方から相手方に対する書面により本契約を更新しない旨の申出がない場合、甲および乙は本契約を1年間更新するものとし、以後の更新も注文書記載の契約有効期限を限度とし同様とします。この場合、料金の計算期間は継続するものとし、更新日付において料金の精算はしないものとし、

2. 前項の契約期間(本契約が更新された場合、更新期間も含まれる)満了後、甲が機械の保守サービスおよびドラム等の感光体(以下ドラムという)、消耗品の供給を希望するときは、甲は契約対象機械1台毎に次の方式から選択するものとし、乙が甲の選択した方式を適用可能と判断した場合、乙はこれに従って実施します。

(1) 出荷後5年未満の機械

①乙所定の料金によるトータルサービス有効期限を限度として別途新たなトータルサービス契約を締結する。

②スポット保守方式およびドラム、消耗品、部品の別売方式とする。

(2) 出荷後5年が到来した機械

①乙所定の有料オーバーホールを実施したうえ、本契約を3年間延長する。

②乙所定の再契約料金により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。

(3) スポット方式およびドラム、消耗品、部品の別売方式とする。

3. 契約期間(本契約が更新された場合、更新期間も含まれる)中および第2項(2)の①の延長期間中において、甲が機械の占有を喪失した場合、機械を取得もしくは占有した法律上の原因が解除もしくは解約により終了した場合、機種変更された場合、または他の設置場所への移動等により第1条第2項の条件を満たさなくなった場合、本契約は終了します。

第4条(適用料金)

1. 本契約における適用料金は基本契約書記載の料金表<2>および次項の適用料金区分にもとづく注文書記載の料金項目等の合計額とします。ただし、料金表に記載される金額には、消費税および地方消費税は含まれず、甲はトータルサービス料金と併せて消費税および地方

消費税を乙に支払うものとし、

2. 本料金の適用料金区分は、「特別TSC」とします。

第5条(料金計算の開始日および開始メーターカウント)

料金計算の開始日は本契約の開始日とします。また、開始メーターカウントは注文書記載または、甲から送付される「メーター連絡票」記載のとおりとします。

第6条(料金計算の締切日)

毎月の料金計算の締切日は基本契約書記載の締切日とします。

以上